

所得申告は 正しくお早めに！

申告期間は

2月14日(木)～3月15日(金)

申告の準備はお済みでしょうか？

町では、平成24年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けおよび申告相談を、2月14日(木)から3月15日(金)まで行います。この期間にもれなく申告されますようお願いします。

例年、申告期限前は会場が大変混み合いますので、なるべく左のページの「日程表」に沿ってご来場ください。



◆申告が必要な人

益城町申告相談会場で申告が必要な人は、本年(平成25年)1月1日に益城町に居住していた人で、次の①から④の項目に該当しない人です。

- ①平成24年中の収入が給与のみの人で、年末調整が済んでいる人
- ②平成24年中の収入が公的年金のみの人で、所得控除の申告が必要でない人
- ③平成24年中の収入が無い人で、益城町内に居住している人の扶養親族等となっている人
- ④税務署に直接確定申告書を提出する人
(※注1)

注1

「税務署に直接確定申告書を提出する人」とは、次のいずれかの方法で確定申告をする人のことです。

- 熊本東税務署の確定申告会場(熊本東税務署3階)で確定申告をする人
- 青色申告をする人
- 自分で確定申告書を作成し、熊本東税務署に提出する人
- 「e-Tax(インターネット)」で電子申告をする人

◆次の項目に該当する人も申告が必要です

- 町外に居住している人の扶養親族等になっている人
- 遺族年金、障害年金など非課税所得を受給している人
- 平成24年中の収入がない人で、誰の扶養親族等にもなっていない人

◆申告に必要なもの

- ①印かん(通帳の届け出印が望ましい。所得税の口座振替手続きに必要なため)
- ②本人の口座番号が分かるもの(通帳など)
- ③源泉徴収票・支払証明書など
- ④事業所得・不動産所得などがある人は収支内訳書
- ⑤社会保険料(国民年金や任意継続保険など)の払込証明書または領収書。生命保険、個人年金、地震(損害)保険料の支払証明書
- ⑥税務署から確定申告書の事前送付があった人は、送付された書類一式
- ⑦身障者手帳、戦傷病者手帳など

◆医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、平成24年中に支払った医療費の領収書(原本)が必要です。事前に家族ごとに計算をして、「医療費の明細書」(役場・税務署に備え付けてあります)に記入し、申告会場に持参してください。

また、「高額療養費として健康保険からの給付金」や「生命保険などからの給付金」などを差し引いた金額が対象となりますので、「戻ってきた金額」が分かる書類も必要です。

◆国税庁ホームページをご利用ください

自宅のパソコンで作成した確定申告書を税務署へ提出できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
アドレス <http://www.nta.go.jp>